

山荘運営規定

昭和41年11月6日 制定

平成23年10月01日 改訂

令和5年8月5日 改訂施行

「前文」

しじま小屋及びしじま山荘（以下、山荘という）は東京理科大学ワンダーフォーゲル部OB会（以下OB会という）会員と東京理科大学ワンダーフォーゲル部員（以下、TRWV部員という）の努力の結晶であり、団結の賜物である。我々はこの山荘を我々の親睦の絆とし、OB会の未来への発展の足がかりにしようと思う。この山荘はその目的のために、OB会員とTRWV部員の全てに平等に開かれたものであるが、そのために生じる義務もまた全員が負うことを忘れてはならない。

「山荘の所属」

第1条 山荘の所有者はOB会とする。但し、登記等の場合には総会の議決によって、特定の会員の個人名義を使用する場合がある。

第2条 第1条で名義を使用された個人は、それによって何らの利益、不利益を被ってはならない。

「現地相談役」

第3条 塩島家（民宿 秀岳）には、山荘周辺地域との折衝、現地における数々の便宜、山荘への気配り等のご厚情を賜っている。このことで山荘の運営が成り立っていることを肝に銘じ、この友好関係を維持継続するために努めなければならない。

「山荘の運営」

第4条 山荘の運営管理はOB会の合議に基づき行う。

第5条 OB会は、OB会員とOB会代表によって構成する。

第6条 OB会代表は例会が選出する。OB会員は等しくその責務を負う。

第7条 OB会は例会において開催する

第8条 OB会は山荘の運営を円滑に行うために、会計、備品及び、その他必要と思われる係をおくことができる。係はOB会が選出し、任期は特に定めない。

第9条 OB会は現地地域との折衝事項及び、山荘本体、付属設備、備品、燃料、什器等の維持・整備について細則を定め、山荘運営に支障のない様にしなければならない。

「罰則」

第13条 OB会は使用者が山荘及び山荘に属するものに損害を与えた場合は、故意、過失を問わず使用責任者に損害賠償を請求できる。

第14条 OB会は山荘の運営に著しく不利益になると考えられる場合は、山荘の使用を認めないことがある。

「その他」

第15条 OB会は山荘の運営に必要な労役をOB会員及びTRWV部に要請することができる。